ニュースいのち NO. 169

発行:働くもののいのちと健康を守る京都センター 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都地階 La. (075) 803-2130, E-mail:ino-ken@topaz.ocn.ne.jp 2023年7月11日(火)発行

* 今号は、臨時号で、第18回(2023年) Stop!ザ・働き過ぎ!!働き方を見直す京都集会の特集です。

第 18 回 (2023 年) Stop!ザ・働き過ぎ!!~働き方を見直す京都集会開催!

7月8日(土)、ラボール京都(京都労働者総合会館)において、今年2023年で第18回目となる「Stop!ザ・働き過ぎ!!~働き方を見直す京都集会」が開催されました。今回は、久しぶりに、午前が全体会、午後が4つの分科会と1日開催で行われました。参加は、全体会が、会場参加66人、オンライン参加が27人、講師1人、マスコミ傍聴2社2人の合計96人でした。



1 全体会

全体会は、午前 10 時から 12 時 30 分まで、ラボール京都の 2 階ホールで行われました。京都民医連の高梨輝子事務局次長が司会進行を行い、梶川憲集会実行委員長(京都総評議長)が開会あいさつを行いました。



梶川実行委員長は、今回の集会のスローガン「人間らしく働き、健康で平和な社会を」を紹介。新自由主義の問題点がコロナで鮮明となったこと、23春闘では13単産1700人がストライキに立ち上がり、5桁の回答や多くの労組がベアを引き出したことを強調し、岸田内閣が「構造的な賃上げ、異次元の少子化対策」と言いながら、実際は何もせず「形だけ、口だけ」で、アメリカ・財界言いなりであることを鋭く批判しました。そして、学習の重要性と情勢全体を知ることの大切さに触れ、石川先生の講演でそれを学ぼうと呼びかけました。

記念講演は、石川康宏神戸女学院大学名誉教授が、「財界の労働者戦略にどう立ち向かうか?~労働組合こそ希望~」と題して行いました。石川先生は、冒頭「運動方針は自前で考えるしかない」と強調、それから「問題

を根っこのところから考える」重要性を指摘しました。「財界ってなに?」と自問し、「中心は日本経団連」とし、日本経団連が政治寄付もしながら日本の政治・政策を動かしている実態を告発し、「経労委報告」などの労働者政策も紹介しました。そして、そもそも労使関係とは何かとして、資本主義経済の説明と、労働組合誕生の必然性を解説しました。デンマークの労働者の状態(最賃 2100 円以上、週 37 時間労働、有給 6 週間、医療・介護・教育は無料)を紹介し、日本との違いは労働組合加入率(デンマーク 67.2%、日本 16.5%)とともに歴史の違いがあると指



摘しました。コロナ禍における世界の労働者・労働組合の闘い(イギリス、ドイツ、フランス、スペイン、韓国、アメリカ)を紹介し、「日本でも何をすれば?」として、「日本でもストライキを当たり前にしよう」「市民の支持を拡げよう」「運動論・組織論に科学の光をあてよう」と呼びかけました。

基調報告を、柳生剛志京都総評事務局長が行い、本集会の意義と獲得目標について、「①財界が狙う労働者戦



略の目的と害悪について学び、たたかいの方向性を探る、② 人間らしく働くために、大幅賃上げと働き方の改善などをめ ざす労働組合の役割を確認し、共有する、③ハラスメントや 長時間労働と睡眠、労働安全衛生、非正規労働者などの問題 について分科会を通じて学ぶ、④上記の課題を社会的に発信 し、社会運動の高揚をめざす」だと紹介し、働くもののいの ちと健康をめぐる最近の状況を解明し、「いの健・労安活動の 抜本的な強化」と「いの健活動の強化を通じた労働組合の強 化・拡大」を呼びかけました。

特別報告を3人の人が行いました。

①建交労京都府本部の早田武彦書記長が「運送業の長時間問題~2024 年問題・物流危機」を報告。早田書記長は、「改善基準告示の見直し(=拘束時間:年間3400 時間、月310 時間・6 カ月以内、1 日の休息時間:9 時間、例外分割急速3時間以上)は実質改悪になる」と告発しました。そして、改善基準告示の形骸化に対し強い抗議の意を表明し、国土交通省と厚生労働省が同じテーブルで協議し、改善基準告示の再見直しを行うことを求めました。

②JMITU京滋地本の細見節雄さんは「裁量労働の問題点について」報告。 細見さんは、「裁量労働制とは」の説明をしたのち、現在2つの裁判(=国に対する労災不認定取消し裁判と会社に対する残業代支払いと安全配慮義務違反の損害賠償を求める裁判の2つ)を闘っている「目黒組合員の事例」紹介。自公政権が進めてきた「働き方改革」の欺瞞性を告発したのち、目黒裁判支援のお願いをしました。

③京建労本部労対部の片岡純人さんは、「建設アスベスト被害の救済・問題解決に向けて」を報告。片岡さんは、「京都2陣訴訟判決(3月)、全国初となる企業との集団和解(5月)などの大きな前進があるものの、法廷外闘争が重要な局面に」突入していると情勢報告し、被害者の救済とともに、企業責任を追及する仲間の輪を拡大していく決意を表明しました。アスベスト問題は、「建築労働者を襲った過去の問題」ではなく、「市民を巻き込んだ現代の問題」であることを

第18回 STOP THF きすぎ! 働き方を 動き方を





強調し、「訴訟闘争と法定外闘争運動の大きなうねりを作り、アスベスト被害全面救済、問題解決を果たすためには、みなさんの協力が必要」と訴えました。

● JMITU目黒組合員の裁判傍聴のお願い:

- ・ 7月20日(木)午前10時~午後5時、大津地裁で、証人尋問
- 同日午前9時から、JR大津駅前での早朝宣伝行動にもご協力を!

■ 関西建設アスベスト京都訴訟第3陣裁判傍聴のお願い:

- ・ 年内期日は、7月21日(金)、9月22日(金)、11月17日(金)、京都地方裁判所
- ・ いずれも、午後1時・集合、1時15分・傍聴整理券配布~抽選、午後2時・弁論~終了後、報告集会を開催
- * アスベスト京都の会では「府民向けのアスベストリーフ」を作成中!; できましたら配布普及活動や学習活動に協力を!

2 分科会

分科会は、午後1時30分から午後4時30分を基本として、第1分科会がラボール京都4階第7会議室、 第2分科会が2階ホール、第3分科会が4階第1会議室、第4分科会が4階第12会議室で行われました。

● 第1分科会「しない!させない!ハラスメント」



第1分科会は、13団体16名(うちズーム参加1名)が参加しました。学習では、「労働組合としてのハラスメント対策」と題して、前メンタルサポート京都常務理事の山村隆氏が、昨年の働き方集会でのアンケート結果、職場の状況やハラスメントが起きやすい職場などを用いて、わかりやすく解説しました。また、労働組合活動の基盤である「仲間の安全、いのちと健康」を守る意識と行動が決め手であり、法律や基準がハラスメントをなくすわけではない、労働組合がハラスメント対策に主体的に取り組む

ことが「人権尊重の民主的な社会」をめざす活動にも繋がると話しました。報告では、教職員のハラスメント防止の取り組みを京都府高の馬場氏、支援事案の実例を京都職対連の芝井氏、労災保険「認定基準」から考える「職場でハラスメントが起こったら」を全労働京都支部の矢野氏より、それぞれ報告をうけました。交流では、雇用形態が多様化するなかでのハラスメント防止への課題、ハラスメント行為に対する世代間問題等の交流を行いました。

● 第2分科会「労働時間管理ができないダメ社会とは」

第2分科会では労働安全衛生総合研究所の松元俊先生を講師に「過労死研究からみた健康に働くためのヒント ~長時間労働に関わる健康問題」と題し**講演**をいただき、参加者で現場実態の交流を行いました。

講演では長時間夜勤を行っている病棟の勤務に介入研究した結果や不規則勤務トラックドライバーの1ヶ月観察調査のデータが示され、現場労働者にとってわかりやすい数値で見て取れたことで、非常に参考になるもので、 長時間・不規則勤務の危険性や睡眠時間の大切さを改めて実感することができました。

参加者交流では、介護現場で 16 時間夜勤でも仮眠が取れないこと、公務職場でも働く中味によっては労働時間が青天井となっていること、運送業では長時間労働に慣れて疑問を持たなくなっていること、福祉職場では公休を取るために人が少ないことで労働強化となっていること等、それぞれの現場実態が話されました。

現場を変えていくために、夜勤労働はなくすわけにはいかないためいかにリスクを減らすか、経営者にも長時間労働の問題性・危険性の認識を持たせること、36協定の延長は許さないたたかい、日本の現状と他国の違いを知り変えていくことが重要だと共有し合いました。

「労働時間管理ができないダメ社会であることを、労働組合が知らせていく」決意をもって分科会を終えました。





● 第3分科会「働くものの安全と衛生を守る活動を学び、交流する」

第3分科会は、会場参加13人(講師含む)、オンライン2人の合計15人参加しました。

第1部が講演で、公益財団法人京都保健会の社会健康医学研究所所長の小泉昭夫先生(京大名誉教授)が、「働くものの安全と衛生を考える」と題して行いました。小泉先生は、精神障害の労災・公務災害の増加、カスタマーハラスメントの現状、特に医療・介護現場の現状について触れ、もう少し深く考えてみようと問題提起して、ナオミ・クラインの新自由主義批判、ハンナ・アーレントの全体主義批判を紹介、新自由主義(フリードマン)とケインズ経済学及びマルクス経済学の関係分析・比較を行い、ハラスメントが新自由主義の風潮になじむこと、それが全体主義まで行きつくことを指摘。ハラスメントをどう防ぐか?について、個人レベルでは「考え続けること」と「人間の条件(Labor, Work, Action)を守ること」、集団レベルでは「公的領域の欠如(個人活動の監視と差別、偽情報による個人攻撃)から身を守ること」と「公共の場を守ること」(=労働組合活動は極めて公共の場として重要と指摘)が大切だと強調しました。



第2部は、「実践報告とそれにもとづく討論」で、化学一般京滋福地本の安全衛生対策部の波多野寛事務局長(第一工業労組書記長)が「化学一般における労働安全衛生活動」を、京教組の星琢磨書記長が「教員の労働実態と小中学校の労働安全衛生委員会」について報告しました。化学一般安衛部の波多野事務局長は、化学一般労対部会の活動(①各支部で発生した労災の集計と分析、②各支部で行われた敵健康診断の結果の集計・解析、③「安全衛生活動の手引き」の作成、④ミニ学習会の開催、⑤安対部機関紙「いのちと健康」の発行、⑥安全衛生一泊学校、全支部安全衛生学習交流会の企画・開催)を紹介。京教組の星書記長は、教員の働き方の現状について告発;時間外労働が平均月96時間を超え、"崖っぷち"の状況にあること、負のスパイラルあるいはドミノ倒しに陥っていて誰がいつ倒れてもおかしくない状

況にあること、教員のなり手不足は深刻な状態にあること、ハラスメントに苦しむ教員が多い。小中学校の労働 安全衛生委員会に船井・北桑田教組の分会の活動を紹介し、それぞれの職場で、どんな課題があるのかを共通認 識を持ち、改善を合意形成していくことが重要だとしました。

● 第4分科会「非正規労働者の処遇改善を進める」

第4分科会には、28名が参加しました。はじめに、毛利崇弁護士から「非正規労働の問題点と法的保護」と題して、非正規労働が拡大してきた背景や労働条件差別の背景や問題点に対して、近年取られてきた法的保護の制度の説明とあわせ、当事者が声を上げ闘うことによって改善させてきたし、当事者・労働組合の闘いが必要であるとのお話がありました。全体報告では、京都総評の労働相談センターの稲村守さんから、労働相談の約半分が非正規労働者からの相談であり、解雇やパワハラの相談ととも



に、年休や労働条件などの相談も多いとの報告と具体的な事例が紹介された。また、福祉保育労の中村さんからは、非正規労働者のアンケートの特徴が、京都自治労連の山本さんは、会計年度任用職員の実態と闘いの報告がなされました。最後に KBS 労組の古住さんから、KBS で働く構内スタッフ(非正規労働者)の組織化と直接雇用化の闘いを中心に KBS 労組での非正規労働者の処遇改善を勝ち取ってきた歴史と現状について報告いただきました。休憩後、3 グループに分かれ、それぞれの職場での非正規労働者の差別の実態や改善の闘い、組織化の取り組みなどを交流しました。事業所を超え、様々な職種、産業の方たちとの交流ができ貴重な機会となりました。